

令和 8 年度第 1 回作業報酬審議会 摘録

- 1 日 時 令和 8 年 8 月 2 6 日（水） 1 4 時 0 0 分～ 1 4 時 4 5 分
- 2 場 所 川崎市役所本庁舎 2 階 2 0 4 会議室
- 3 出席者 審議会委員 5 名
事務局 財政局 5 名
参 考 人 総務企画局行政改革マネジメント推進室 1 名
傍 聴 人 5 名
- 4 諮 問 令和 9 年度特定業務委託契約作業報酬下限額の諮問
（諮問書を財政局資産管理部契約課長から審議会会長に手交）
- 5 議 題
 - (1) 公契約制度の施行状況について
 - (2) 令和 9 年度特定業務委託契約作業報酬下限額について
- 6 議 事
 - (1) 報告事項
 - 【公契約制度の施行状況について（公開）】
 - 平成 2 8 年度から令和 7 年度の公契約制度の対象契約の施行状況について報告した。
 - 特定工事請負契約については、令和 2 年度までと 4 年度に契約した工事は終了しているが、令和 3 年度及び 5 年度から 7 年度までの間に契約した工事については継続中のものがある。令和 7 年度の契約件数は 24 件である。
 - 特定業務委託契約については、令和 7 年度の契約件数は 308 件である。また、指定管理施設は、令和 7 年度は 200 件となっている。
 - 令和 7 年度の数値は本審議会までに台帳審査を終えて集計することができた中間集計値となっており、最終的な報告は、年度末の審議会では報告予定である。
 - 審査確認済みの特定工事請負契約及び特定業務委託契約（指定管理を含む）において、条例違反となる作業報酬下限額を下回るような賃金の支払いはなかった。

(2) 審議事項

【令和9年度特定業務委託契約作業報酬下限額について（非公開）】

作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

7 審 議 令和9年度特定業務委託契約作業報酬下限額について

作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

【答申】1,370円

8 閉 会

閉会后、審議会会長から財政局資産管理部契約課長に答申書を手交